

やまなしアニマルウェルフェア認証制度実施要領

第1 目的

本要領は、近年、世界的な潮流となっているアニマルウェルフェア（以下「AW」という。）について、やまなしブランド強化を図るため、県内において取り組みを行っている畜産農場及びそこで生産される畜産物等を認証する制度の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 認証区分

認証制度における認証区分は別表の区分とする。

別表 やまなしアニマルウェルフェア認証区分

アチーブメント (Achievement)	アチーブメント認証基準を満たすことができる農場及びそこで生産される畜産物等を認証
エフォート (Effort)	AW 講習会の受講及び指定農場での研修等により、AW の知識を習得し、エフォート認証基準を満たすとともに AW の取組宣言（計画）を提出した農場を認証

第3 認証機関

知事は、やまなしアニマルウェルフェア認証制度に係る第9の認証等を行うため、やまなしアニマルウェルフェア認証会議（以下「認証会議」という。）を設置する。

第4 認証会議の構成

- 1 認証会議は4名以内の認証審査員及び調査員で構成する。
- 2 認証審査員及び調査員はAWについて専門的な知識を有する者で知事が指名又は任命した者とする。

第5 認証会議の役員

- 1 認証会議には会長及び副会長を各1名置く。
- 2 会長及び副会長は認証審査員の互選とする。
- 3 会長は認証会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 認証基準

- 1 県は、やまなしアニマルウェルフェア認証制度認証基準（以下「認証基準」という。）を定める。
- 2 認証基準は、学識経験者等の意見聴取などに基づき定める。
- 3 認証基準は、畜種ごとに快適性に配慮した飼養管理等を考慮して設定する。
- 4 認証基準に定める項目（以下、「認証項目」という。）及び畜種ごとの認証基準については、

別に定める。

第7 認証の申請要件

認証の申請ができる者（以下「生産者等」という。）は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内で畜産を営んでいる個人、法人、及び農業者が組織する団体
- (2) OIEによるAW規約及びAWの考え方に対応した飼養管理指針（公益社団法人 畜産技術協会策定）に基づく取り組みを実施している生産者等。

第8 認証の申請

- 1 エフォート認証を受けようとする生産者等は、やまなしアニマルウェルフェア認証制度エフォート認証申請書（第1-1号様式）を、認証会議に提出する。
- 2 アチーブメント認証を受けようとする生産者等は、やまなしアニマルウェルフェア認証制度アチーブメント認証申請書（第1-2号様式）を、認証会議に提出する。

第9 認証の決定

- 1 認証会議は、第8で申請された内容等について認証基準に基づき審査し、認証基準に適合すると認められる場合は、やまなしアニマルウェルフェア認証通知書（第2号様式）を送付する。
- 2 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過する日までとする。
- 3 認証会議は、申請内容が認証基準に適合しない場合、その理由を付し申請者に通知する。
- 4 認証会議は、第9の1又は3による認証の適否について、知事に報告する。

第10 審査手数料

- 1 審査手数料は、認証会議が別に定めるものとする。
- 2 審査手数料は、申請時に納付するものとする。
- 3 審査手数料は、審査結果にかかわらず返還しないものとする。

第11 認証情報の公表

県は、認証制度の内容、認証基準、その他認証に係わる情報を県のホームページ等で公表するものとする。

第12 認証マークの使用

- 1 第9により認証を受けた生産者等（以下「認証取得者」という。）は、認証の有効期間内において県が策定した認証マークを使用することができる。
- 2 認証マークの取扱い等については、やまなしアニマルウェルフェア認証畜産物等ロゴマーク使用規程に定める。

第13 認証の変更

認証取得者は、認証を受けた事項を変更する必要があるときは、やまなしアニマルウェルフェア認証制度（エフォート、アチーブメント）認証（変更）申請書（第1-1、第1-2号様式）により、すみやかに認証会議に届け出なければならない。ただし、次の事項については、変更することができない。

- (1) 認証基準を満たすことができなくなる変更
- (2) その他認証会議が不相当と認める変更

第14 認証の更新

- 1 認証取得者が、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間の終了する1か月前までに、やまなしアニマルウェルフェア認証制度（エフォート、アチーブメント）認証（更新）申請書（第1-1、第1-2号様式）を認証会議に提出する。申請を受けた認証会議の審査、認定の手順については、第9に定める事項を準用する。
- 2 更新後の認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過する日までとする。

第15 認証及び登録の取消し

認証会議は、次に該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証取得者の取組が認証基準等に適合していないことなどの不適切な事実が確認され、かつ是正に従わない場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が認証マークを不正に使用した場合
- (4) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をした場合
- (5) 認証取得者から認証基準を満たさなくなった等を理由に認証取り下げの申し出があった場合

第16 認証取得者の遵守事項

認証取得者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証取得者が取組内容または計画を中止したとき又は中止しようとするときは、直ちに認証会議に届け出る。
- (2) 畜産物等の生産、出荷、販売については、第19に定める事項のほか、認定取得者が責任を持ってこれにあたる。

第17 調査等

- 1 認証会議は、必要があると認めるときは、認証取得者の事務所及び農場を調査し、認証取得者に報告を行わせることができる。
- 2 認証取得者は特段の理由がない限り、当該調査等に必要な協力を行うものとする。
- 3 調査等の結果、認証所得者が認証基準に定める方法により生産が行われていないこと等を確認したときは、認証会議は是正を命じ改善の報告を求めることができる。

4 認証取得者は、特段の理由がない限り調査等を拒むことができない。

第18 書類等の整備及び保管

認証取得者は、別に定めるところにより、認証を受けた取組に関する書類等を整備し、認証を受けた期日から5年間保管し、認証会議から求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

第19 畜産物等の品質に関する責任等

- 1 本要領により認証を受けて生産・販売した畜産物等の品質に関する責任は、認証取得者がその責任を負うものとする。
- 2 認定取得者は、品質等に関する問題が発生した場合、責任をもってその対応に当たるものとする。

第20 事務局

この要領による庶務は山梨県農政部畜産課において処理する。

第21 その他

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。